㈣　第一の四の１の㈥に掲げるワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況については、別表第九の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

㈤　第一の四の１の㈦に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況については、別表第十の区分のいずれに該当するかを審査すること。

㈥　第一の四の１の㈧に掲げる建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無については、別表第十一の区分のいずれに該当するかを審査すること。

２　次に掲げる建設業の営業継続の状況

㈠　第一の四の２の㈠に掲げる営業年数については、当該年数が、別表第十二の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

㈡　第一の四の２の㈡に掲げる民事再生法又は会社更生法の適用の有無については、民事再生法又は会社更生法の適用の有無が、別表第十三の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

３　第一の四の３に掲げる防災協定締結の有無については、防災協定締結の有無が、別表第十四の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

４　第一の四の４に掲げる法令遵守の状況については、建設業法第二十八条の規定により指示をされ、又は営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられたことの有無が、別表第十五の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

５　次に掲げる建設業の経理に関する状況

㈠　第一の四の５の㈠に掲げる監査の受審状況については、会計監査人若しくは会計参与の設置の有無又は建設業の経理実務の責任者のうち第一の四の５の㈡のイに該当する者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものの提出の有無が、別表第十六の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

㈡　第一の四の５の㈡に掲げる職員の数については、同号の５の㈡のイに掲げる者の数に、同号の５の㈡のロに掲げる者の数に十分の四を乗じて得た数を加えた合計数値（別表第十七において「公認会計士等数値」という。）が、年間平均完成工事高に応じて、別表第十七の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

６　第一の四の６に掲げる平均研究開発費の額については、当該金額が、別表第十八の区分のいずれに該当するかを審査すること。

７　第一の四の７に掲げる建設機械の保有状況については、建設機械の所有及びリース台数が、別表第十九の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

８　第一の四の８に掲げる国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況については、エコアクション２１による認証又は国際標準化機構第九〇〇一号若しくは第一四〇〇一号による登録の有無が、別表第二十の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

附則

一・二　（略）

三　国土交通大臣が外国建設業者の属する企業集団について、次に掲げる要件に適合するものとして一体として建設業を営んでいると認定した場合においては、当分の間、第一に掲げる各項目（第一の四の３及び４に掲げる項目を除く。）については、国土交通大臣が当該企業集団について認定した数値をもって当該各項目の数値として審査するものとする。

㈠・㈡　（略）

四～七　（略）

---

㈣　第一の四の１の㈨に掲げるワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況については、別表第九の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

㈤　第一の四の１の㈩に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況については、別表第十の区分のいずれに該当するかを審査すること。（新設）

２　次に掲げる建設業の営業継続の状況

㈠　第一の四の２の㈠に掲げる営業年数については、当該年数が、別表第十一の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

㈡　第一の四の２の㈡に掲げる民事再生法又は会社更生法の適用の有無については、民事再生法又は会社更生法の適用の有無が、別表第十二の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

３　第一の四の３に掲げる防災協定締結の有無については、防災協定締結の有無が、別表第十三の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

４　第一の四の４に掲げる法令遵守の状況については、建設業法第二十八条の規定により指示をされ、又は営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられたことの有無が、別表第十四の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

５　次に掲げる建設業の経理に関する状況

㈠　第一の四の５の㈠に掲げる監査の受審状況については、会計監査人若しくは会計参与の設置の有無又は建設業の経理実務の責任者のうち第一の四の５の㈡のイに該当する者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものの提出の有無が、別表第十五の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

㈡　第一の四の５の㈡に掲げる職員の数については、同号の５の㈡のイに掲げる者の数に、同号の５の㈡のロに掲げる者の数に十分の四を乗じて得た数を加えた合計数値（別表第十一において「公認会計士等数値」という。）が、年間平均完成工事高に応じて、別表第十六の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

６　第一の四の６に掲げる平均研究開発費の額については、当該金額が、別表第十七の区分のいずれに該当するかを審査すること。

７　第一の四の７に掲げる建設機械の保有状況については、建設機械の所有及びリース台数が、別表第十八の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

８　第一の四の８に掲げる国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況については、エコアクション２１による認証又は国際標準化機構第九〇〇一号若しくは第一四〇〇一号による登録の有無が、別表第十九の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

附則

一・二　（略）

三　国土交通大臣が外国建設業者の属する企業集団について、次に掲げる要件に適合するものとして一体として建設業を営んでいると認定した場合においては、当分の間、第一に掲げる各項目（第一の四の１の（一）から（三）まで、３及び４に掲げる項目を除く。）については、国土交通大臣が当該企業集団について認定した数値をもって当該各項目の数値として審査するものとする。

㈠・㈡　（略）

四～七　（略）